

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書

私が平成二十七年五月二十六日付けで提出した「北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第一四四号）に対する、平成二十七年六月五日付けの政府答弁書（内閣参質一八九第一四四号。以下「答弁書」とする）の内容に疑義があるので、再度質問します。

一 政府は、北朝鮮の三合里墓地に埋葬された日本人の名簿を持っていますか。持っているのかどうかを明確にお示し下さい。

二 政府は「答弁書一から四までについて」で民間団体から提供された方峴墓地と龍山墓地で埋葬された名簿を保管していると答弁しました。なぜ「一般に公開することを予定していない」のですか、その理由を明確にお示し下さい。

三 シベリア抑留者の名簿を公開したと方峴墓地と龍山墓地との名簿を公開しないことの間には、いかなる政治的あるいは歴史的違いがあるのですか、明確にお示し下さい。

四 政府は「答弁書一から四までについて」で「事実関係を確認できない」と答弁しました。これまでに事実関係を確認するために何を行ってきましたか。さらにこれから何をする予定ですか。あるいは確認しな

いのですか。

五 北朝鮮に残された日本人遺骨について、政府は「答弁書五について」で「関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたい」と答弁しました。この「関係する行政機関」とは具体的に何をさしているのですか。また、「適切に対応」とはどういう意味ですか。加えて、これまでは適切ではなかったと理解してよろしいですか。

六 政府は、昨年十月末に平壤で行われた日朝交渉において、北朝鮮の特別調査委員会の日本人遺骨分科会の責任者から日本人墓地について口頭で報告を受けていませんか。受けていたなら、その内容をお示し下さい。

右質問する。